

業務等委託契約書

1 委託業務名	新学校教育情報通信ネットワーク構築・運用保守業務
2 場 所	教育センターほか別紙仕様書及び提案書に記載の場所
3 履行期間	令和 4年 3月 31日 から 令和 9年12月 31日 まで
4 業務委託料	1, 184, 833, 496 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 107, 712, 136 円) 【内訳】 令和4年度 年額 744, 248, 934 円 (消費税及び地方消費税を含む) 令和5年度から令和8年度 年額 92, 773, 941 円 (消費税及び地方消費税を含む) (月額 4月分~2月分 7, 731, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 3月分 7, 732, 941 円 (消費税及び地方消費税を含む)) 令和9年度 年額 69, 488, 798 円 (消費税及び地方消費税を含む) (月額 4月分~11月分 7, 720, 000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 12月分 7, 728, 798 円 (消費税及び地方消費税を含む))
5 契約の保証	本契約書 第3条第1項第5号による (契約保証金等の額は、本業務契約金額の100分の5に相当する額以上とする。)
6 適用除外条項	なし

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 4年 3月 31日

発注者	吹 田 市		
	代 表 者	吹田市長	後藤 圭二
受注者	所 在 地	大阪市中央区和泉町2丁目2番2号	
	商号又は名称	株式会社内田洋行 大阪支店	
	代 表 者	執行役員大阪支店長	岡野 清吾 ⑩

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面、仕様書及び提案書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただ

し、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止及び誓約書の提出)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その受任者又は下請負人との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年1月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
- 6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現場代理人)

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について

検査を行わなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
- 3 業務委託料の支払は令和2年度については、設計書等に定める当該年度の業務完了後に支払請求を行うこととする。
- 4 令和3年度から令和7年度の業務委託料の支払は、設計書等に定める当該月の業務完了後に支払請求を行うこととする。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。
(受注者の解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少した

とき。

- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるもの

ではない。

(違約金等の控除)

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

新学校教育情報通信ネットワーク構築・運用 保守業務に関する調達仕様書

令和4年1月

学校教育部教育センター

目次

1	事業の背景及び目的	1
	(1) 本市の現状と背景.....	1
	(2) 現行のシステム構成概要.....	1
	(3) 現状の課題	2
	(4) 国の教育 ICT の動向.....	3
2	事業の基本的な考え方	6
	(1) 事業の基本方針	6
	(2) 前提条件	6
3	調達対象範囲（スコープ）	7
	(1) 調達スコープの全体像と調達単位	7
	(2) 調達単位ごとの役割分担.....	9
4	契約期間・想定スケジュール	11
	(1) 契約期間.....	11
	(2) 想定スケジュール.....	11
5	調達要件	12
	(1) サイジング要件	12
	(2) クラウド要件.....	12
6	構築業務要件	13
	(1) プロジェクト管理要件	13
	(2) SATSUKI ネット構築業務	13
	(3) 校内 LAN 環境構築業務.....	18
	(4) 端末及び周辺機器導入設定業務.....	21
	(5) データ移行要件	22
	(6) 非機能要件	22
7	運用・保守業務要件	23
	(1) プロジェクト管理要件	23
	(2) 運用業務要件.....	24
	(3) 保守業務	25
8	業務実施基本要件	26
	(1) 実施体制、受託事業者の基本要件	26
	(2) プロジェクト管理方法	26
	(3) 業務実施場所.....	27
	(4) 要件定義.....	27
	(5) システム設計・構築.....	27
	(6) データ移行	27

(7) 運用テスト	28
(8) マニュアル作成・研修	28
9 納品物.....	29
(1) 納品物.....	29
(2) 納品形態及び部数.....	30
(3) 納品場所	30
10 その他要件.....	30
(1) 契約満了時の要件.....	30
(2) ソフトウェア要件.....	30
(3) 個人情報保護及び機密保持	31
(4) 著作権等	31
(5) 留意事項	31
(6) その他.....	31
11 その他提案を求める要件	31
(1) ICT 支援に関する追加提案.....	31
(2) 新学校教育情報通信ネットワークの外部接続の安全性確保	32
(3) ICT 環境の整備に対する追加提案	32
(4) 学校ホームページの拡充.....	32

【別紙資料】

別紙 1	学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧
別紙 2	学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧
別紙 3	利用拠点情報一覧
別紙 4	校舎図面(フロア図)
別紙 5	校舎図面(LAN 配線図)
別紙 6	【既存】校内ネットワーク概要図
別紙 7	【既存】センターサーバシステム・機器一覧
別紙 8	【既存】機器一覧
別紙 9	【新規】調達アプリケーションソフトウェア一覧
別紙 10	【新規】機器別導入台数表
別紙 11	【新規】新教育情報通信ネットワーク構成図

1 事業の背景及び目的

(1) 本市の現状と背景

本市教育委員会では、市内の公立小・中学校と教育委員会を包括するイントラネットである「吹田市学校教育情報通信ネットワーク(以下、「SATSUKI ネット」という。)」を整備・運用している。この SATSUKI ネットでは、校務系・学習系のネットワークや教育用情報機器の保守・管理を行っているが、令和4年12月末をもって契約期間を終えることから、本市の目指す校務の効率化、ICT教育を具現化する上で、学校現場の現状に合致し、セキュリティに優れ、現在の新しい情報技術を採用した合理的で最適化されたネットワーク及びシステムに再構築する。

(2) 現行のシステム構成概要

現行 SATSUKI ネットの全体構成は以下のとおり。



図 1 システム構成概要図 (現行)

(3) 現状の課題

① 学習系ネットワーク

現行 SATSUKI ネットには主として教員が使用する「学習系領域」が存在するが、児童生徒が利用する SUN ネットネットワークが分かれていることによる学習や授業実施上の非効率が発生している。

② 教員の端末環境

教員の端末環境について、仮想化技術を用いてセキュリティを考慮しつつ同一端末で学習系／校務系システムを利用可能とする環境を整備しているが、教員端末の授業利用において成績や個人情報などの校務系情報を児童生徒に表示してしまうリスクの根絶が困難な状態となっている。

③ データ連携

システム間のデータ連携について、データ取得及び取り込みが手動連携となっており、非効率的かつ多大な負担になっている。また、データ連携が確立されていないため、有用に蓄積したデータを活用できていない。

(4) 国の教育 ICT の動向

① 第 3 期教育振興基本計画(対象期間:平成 30 年～令和 4 年)

教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、平成 30 年 6 月 15 日付「第 3 期教育振興基本計画(対象期間:平成 30 年～令和 4 年)」が閣議決定されている。

当該計画では、「今後の教育政策に関する基本方針」として、以下の5つの基本方針を掲げている。

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

また、上記5つの基本の下、「今後 5 年間の教育政策の目標と施策群」として「21 の目標」を挙げているところであり、当該目標のうち、**ICT 環境整備に係る目標と施策群**を以下に示す。

目標(17) ICT 利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力(必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力(ICT の基本的な操作スキルを含む)や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度)の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進、③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校の ICT 環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT 環境整備を推進する。

高等教育段階について、教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また、ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

(測定指標)

- ・教師の ICT 活用指導力の改善
- ・学習者用コンピューターを 3 クラスに 1 クラス分程度整備
- ・普通教室における無線 LAN の 100%整備
- ・超高速インターネットの 100%整備
- ・ICT を活用した教育を実施する大学の割合の改善

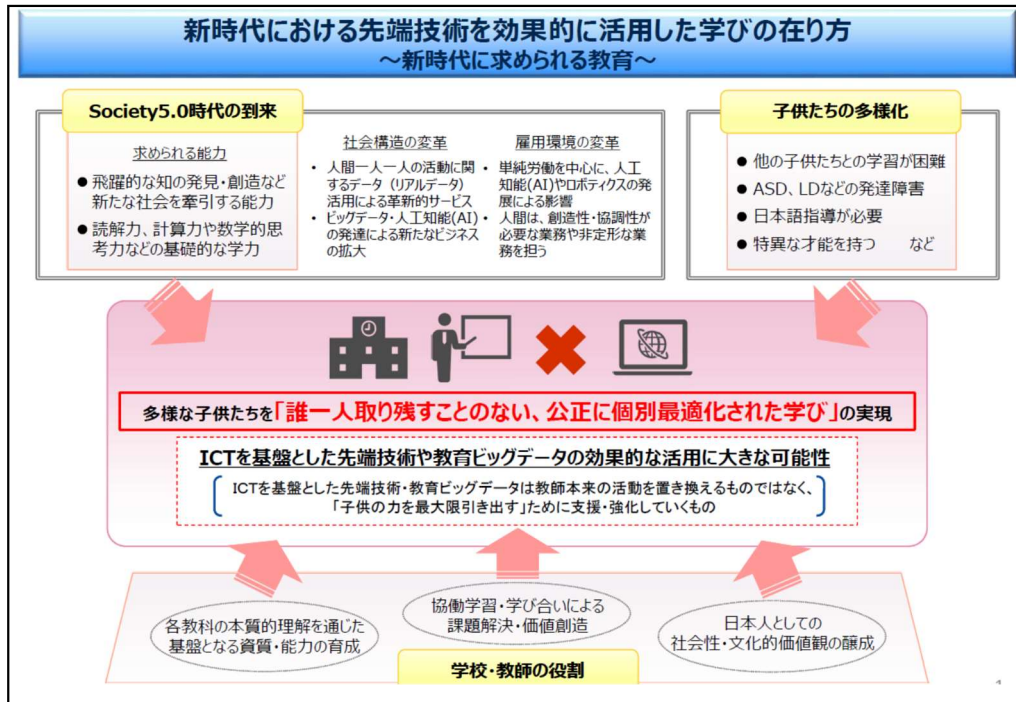
(参考指標)

- ・児童生徒の情報活用能力
- ・校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減の効果

※引用:「教育振興基本計画」平成 30 年 6 月 15 日閣議決定

② 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)

令和元年6月25日において、文部科学省より「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」を実現すべく、新時代に求められる教育の在り方や、教育現場でICT環境を基盤とした先端技術や教育ビッグデータを活用する意義と課題について整理するとともに、今後の取組方策を最終まとめとして取りまとめて公表されている。



※引用: 文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」令和元年6月25日

③ GIGA スクール構想

令和元年12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、「児童生徒向けの一人一台端末」と、「高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備するための経費が盛り込まれ、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させるために「GIGA スクール構想」が推進している。

G I G Aスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

※引用:文部科学省リーフレット「GIGA スクール構想の実現へ」

④ 教育情報セキュリティポリシーガイドライン

令和3年5月に、文部科学省では「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」を策定し、地方公共団体が設置する学校を対象とした情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考となるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示してきた。

GIGA スクール構想における1人1台端末整備や高速大容量の校内通信ネットワーク整備が概ね整うなど、急速な学校 ICT 環境整備の推進を踏まえ、1人1台端末を活用するために必要なセキュリティ対策やクラウドサービスの活用を前提としたネットワーク構成等の課題に対応するため、本ガイドラインの第2回改訂を行うとともに、本ガイドラインの中核となる考え方を解説したハンドブックを作成している。

2 事業の基本的な考え方

(1) 事業の基本方針

本事業における基本方針は以下のとおりである。

(ネットワーク環境)

- ・ SATSUKI ネットの再構築に際し、原則として「学習系」については現行の「GIGA スクールネットワーク(以下、SUN ネットという。)」を拡充・改修して集約を行うものとし、SATSUKI ネットには「校務系」「校務外部接続系」として整備を行い、格納するシステムや情報に応じて適切に分離し整理を行う。ただし、インターネット上に設けられた「学習系」コンテンツへのアクセスを行うために SATSUKI ネットのインターネット接続環境は維持する。
- ・ 「学習系」「校務系」「校務外部接続系」の各ネットワーク・セグメント間では、セグメント間ファイル転送機能を整備し、一定程度の情報交換機能を確保しつつ、セキュリティを担保する。
- ・ 吹田市において構築されている「行政系 VLAN」と SATSUKI ネットの「校務系」との間に IP-VPN 回線を敷設し、行政系 VLAN に接続されている事務なび端末等を安全に接続できるようにする。
- ・ ネットワークの整備において、各学校の必要な場所へ十分な性能を具備した無線 LAN 環境を整備し、各々において「校務系」「学習系」へのアクセスを可能とする。なお、必要に応じて無線 LAN 環境の整備に必要な情報コンセントを整備する。

(サーバ環境)

- ・ SATSUKI ネットの再構築に際し、これまで利用してきた情報政策室マシンルーム(SATSUKI ネット)については、可能な範囲でクラウドサービス(IaaS クラウド、SaaS クラウド等)の利用を検討し、コスト削減を行いつつ運用性やセキュリティ性および拡張性の確保を図る。
- ・ 現状の SUN ネットには教員が使用可能なファイルサーバが存在しないため、学習系として改めて整備する SUN ネットにもファイルサーバを整備する。

(端末・周辺環境)

- ・ ネットワークの適切な分離に合わせて、教職員が使用する端末についても「校務系」「学習系」で各々整備を行う。
- ・ 「学習系」に設置される GIGA 端末向けとして、教員や児童生徒が表示する端末画面を可搬式プロジェクタに転送・表示させる機能の整備を行う。
- ・ 「校務系」に設置される校務系端末は、仮想端末経由で校務系システム・情報にアクセスするものとし、端末上にデータを残さない方式とする。
- ・ プリンタは、校務系・学習系の共有として整備する方針とする。

(2) 前提条件

本事業の前提条件として、別紙 11「【新規】新学校教育情報通信ネットワーク構成図」で示したネットワーク構成上で稼動するものとし、以下の基本的な要件を実現すること。

項番	要件
1	校務系領域(校務支援システム、校務系ファイル共有サーバ、仮想 PC 等を利用するネットワーク領域)と、学習系領域(教材作成や授業での教材利用、インターネット利用等を行うネットワーク領域)は、ネットワーク上分離されていること。
2	各教職員が、校務系端末で直接接続できるのは、校務外部接続系領域のみとし、校務系領域には、仮想 PC 経由でのみ接続できること。
3	本庁の行政情報 VLAN から、ファイアウォール経由で、校務系領域の仮想 PC を利用できること。
4	何らかの承認手続きを行うことによって、校務系領域と学習系領域間のデータ転送や、行政情報領域と校務系領域間のデータ転送ができること。

3 調達対象範囲（スコープ）

(1) 調達スコープの全体像と調達単位

本事業において調達するシステムの全体像は、次の構成となる。
 本仕様書における調達範囲は、「学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務」のみを対象とする。

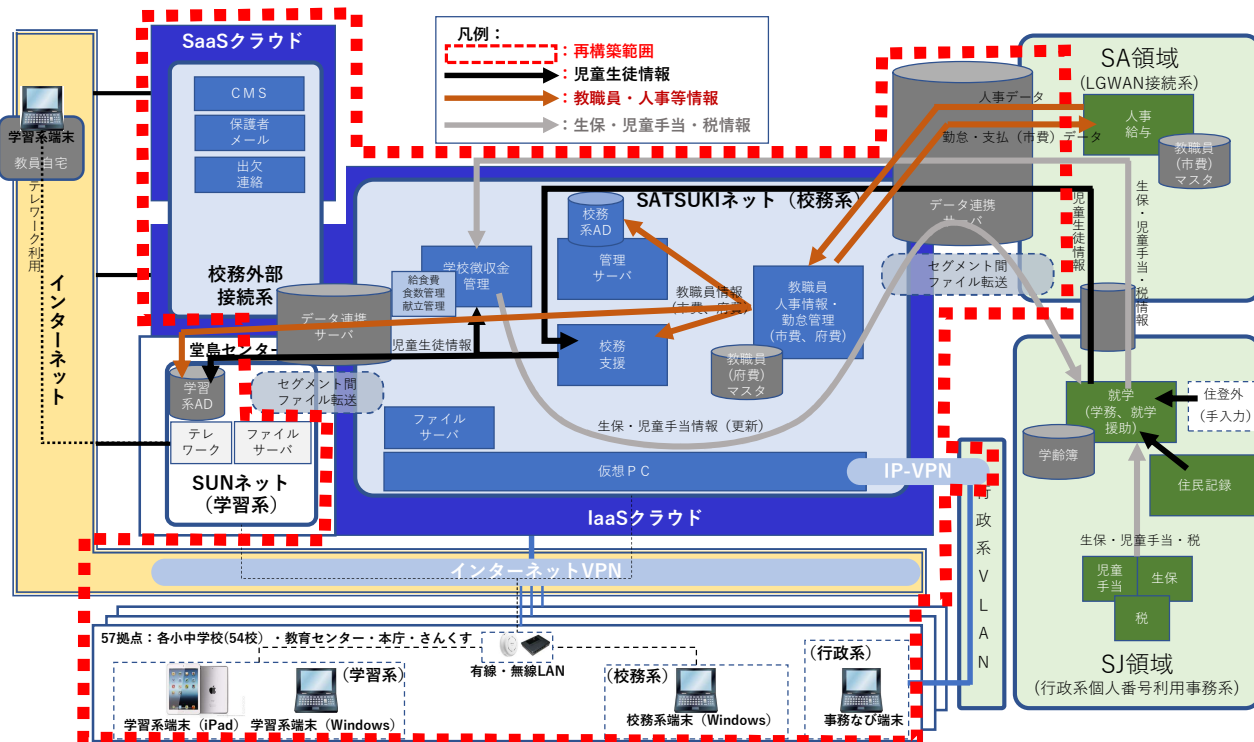


図 2 次期 SATSUKI ネットの全体像

インターネット回線を敷設する拠点は 57 拠点（小中学校 54 校と教育センター・さんくす・本庁）とし、SATSUKI ネット（校務系）に関するシステムおよびサーバへは、インターネット回線上に設けた VPN 回線（インターネット VPN）を経由し、IaaS クラウド上の仮想 PC へ接続し、システムを利用する。

また、行政系 VLAN と IaaS クラウドとの間を IP-VPN 回線で接続し、行政系 VLAN に接続されている事務なび端末を仮想 PC に接続しシステムを利用する。

※ネットワークを接続する各拠点の一覧は別紙 3「利用拠点情報一覧」を参照。

※行政 VLAN を通じて、IaaS クラウド上の仮想 PC へ接続し、システムを利用する端末（事務なび端末等）については、「5(1)サイジング要件」「②利用端末台数」を参照。

① 学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務（本業務）

ア. 構築業務

A) SATSUKI ネット構築

インターネット回線及びネットワーク基盤、仮想 PC、セグメント間データ転送システム、CMS システム、メール配信システム等に関する導入・構築業務。

（校務支援システムを稼働させるためのサーバやネットワーク等インフラ環境に関する導入・構築・保守支援業務を含む。）

B) 校内 LAN 環境構築

小中学校の校内無線 LAN 及び有線 LAN 環境に関する機器導入、及び必要場所への情報コンセント設置を含む構築業務。

C) 端末及び周辺機器導入設定業務

「学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務」で調達する端末及び周辺機器の初期設定、ソフトウェアなどのインストール、学校への機器搬入業務。

※継続利用する予定の端末の初期設定、ソフトウェアなどのインストール、学校への機器搬入業務を含む。

※なお、以下のソフトウェアの調達は本業務に含むものとする。詳細は「別紙 9【新規】調達アプリケーションソフトウェア一覧」を参照。

No.	調達物品
1	マイクロソフト教育機関向けライセンス プログラム (Enrollment for Education Solution)

イ. 運用・保守業務

A) ヘルプデスク業務

教職員からの問合せ窓口の設置・運用業務。

B) 障害対応業務

障害発生時の調査復旧対応業務。

C) ネットワーク・システム運用管理業務

ユーザ管理、端末管理等を行う運用業務。

D) 端末・仮想 PC 等のクライアント運用管理業務

機器及びソフトウェアの資産情報管理、死活監視、セキュリティ対策などの運用管理業務

E) 文書管理業務

各種ドキュメント等の整備業務及び最新状態への改版業務。

F) 保守業務

構築業務にて、再構築を行った学校教育情報通信ネットワークの保守業務。

② 新学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務(本業務の対象外)

下記に示す端末、及び周辺機器と、付帯するソフトウェア一式の調達及び保守業務。

No.	調達物品
1	校務系端末
2	学習系端末
3	インクジェットプリンタ
4	職員室用カラー複合機
5	固定式／可搬式 無線 LAN アクセスポイント
6	可搬式プロジェクタ
7	外部スピーカー
8	画像転送装置
9	ソフトウェア一式(動画編集ソフト、Lite Fresh Voice 等)

③ 新校務支援システム構築・運用保守業務(本業務の対象外)

校務支援システム(グループウェア機能、校務支援機能)に関する導入・構築及び保守業務。

(2) 調達単位ごとの役割分担

① 構築フェーズ

本稼働までの構築フェーズでは、教育委員会が事務局となり、小中学校や教育委員会の要望を集約し、各委託業者と調整を行い、支援事業者がその調整に関する支援や助言等を行う。また、システム構築やデータ連携等において、各委託業者間、または委託業者と既存システム・機器保守業者間の調整が発生する場合は、円滑に調整が進むよう教育委員会が行う全体管理のもとで本業務の委託業者が主体的に事業者間の調整等全体調整を行うとともに遺漏があった場合の調整や補填等を行う。ただし、業者間の調整における事務的な手続きについては、各委託業者自らが主体的に行うものとする。

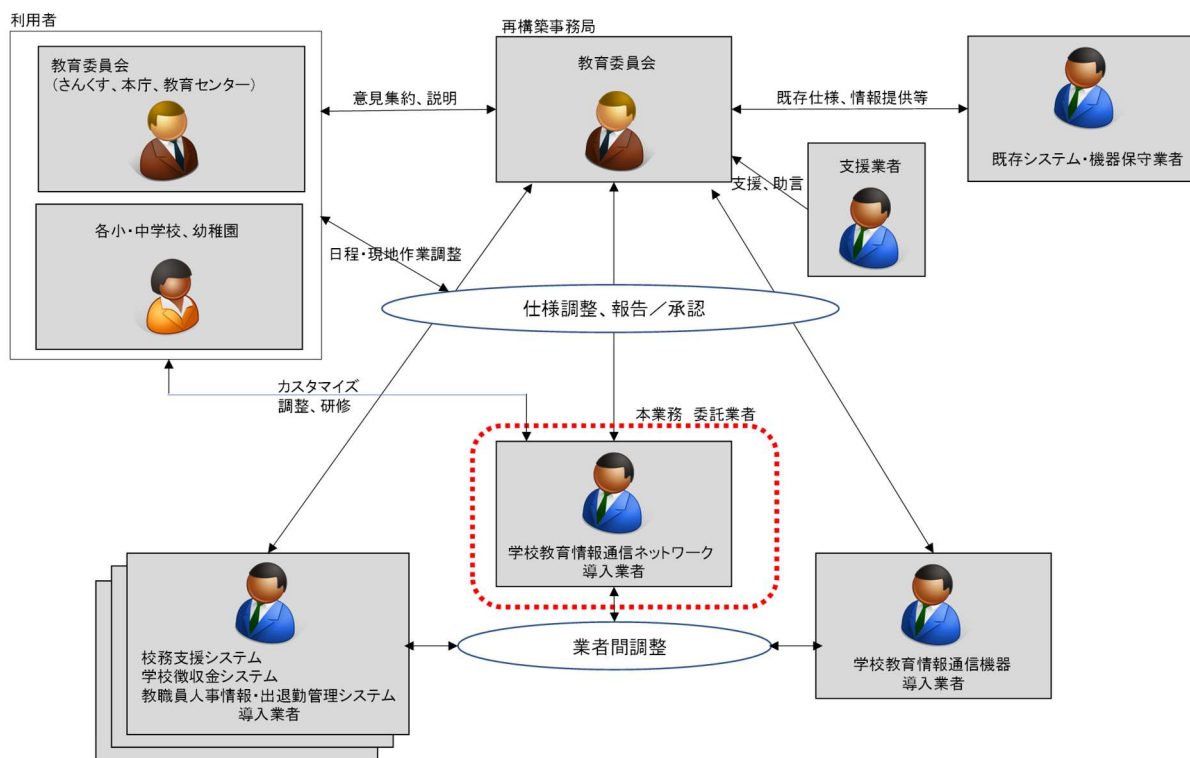


図3 役割分担概要図 (構築フェーズ)

② 運用・保守フェーズ

本稼働後の運用・保守フェーズでは、運用業務をシステム保守やハードウェア保守業務と分離し、運用業者としての本業務委託業者に委託することを想定している。一方、ソフトウェア保守を含むシステム保守及びハードウェアの保守については、導入・構築を実施した事業者に委託する。

運用業者は、障害発生時や問い合わせ発生時には、小中学校等から連絡を受け付け、1次切り分けや簡易な障害対応、問い合わせ回答を行う。保守業者に対応を依頼する必要がある場合には、該当保守業者に障害復旧や問い合わせ回答をエスカレーションして対応依頼する。

保守業者は、運用業務では対応できなかった障害復旧や問い合わせ回答の他、システム及びハードウェアの定期点検等を行う。

教育委員会では、運用業者及び保守業者からの報告を受け、安定したシステム運用を維持できるよう、事務局となって全体管理を担い、支援事業者は全体管理に対する支援や助言等を行う。

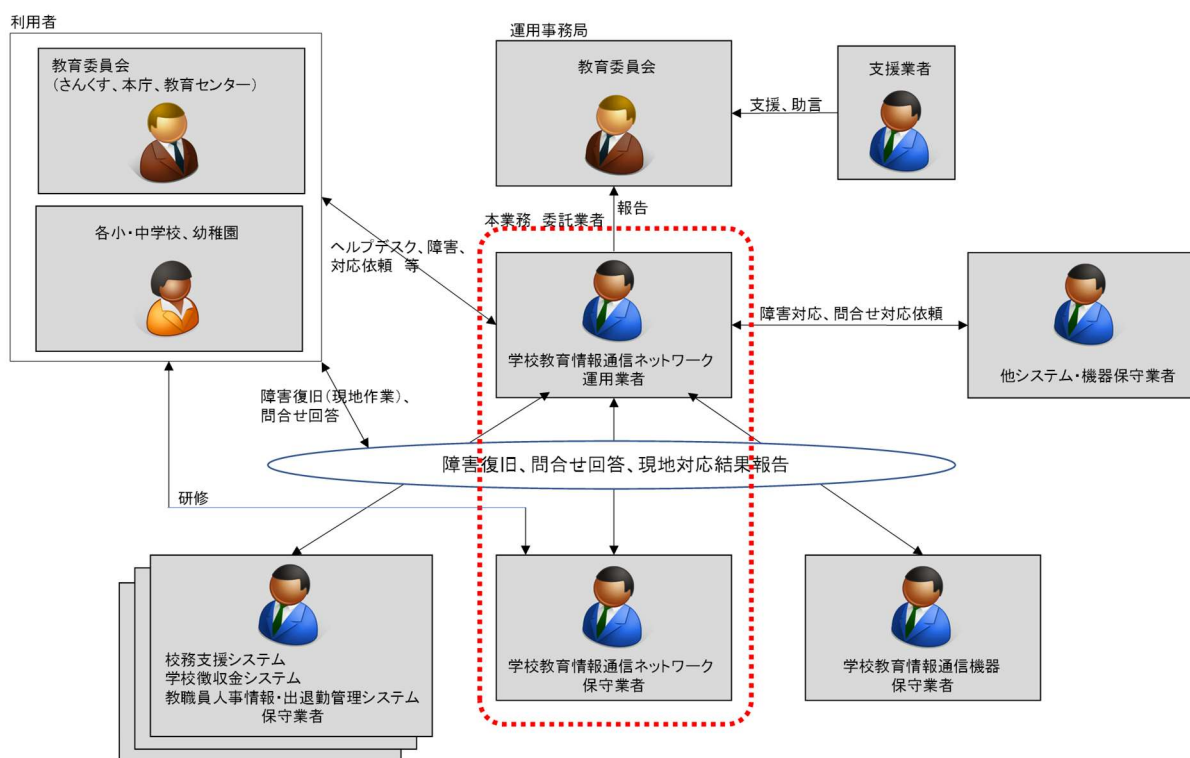


図4 役割分担概要図 (運用・保守フェーズ)

③ 役割分担の留意事項

調達単位ごとの役割分担について、特に留意すべき点を以下に示す。

- 「学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務」で調達した機器及びソフトウェアの導入・設定・インストール作業、及び小中学校等の拠点への展開、及びシステム管理に関わる日々の運用作業は「学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務」の範囲とする。
- 「校務支援システム構築及び運用業務」で調達した校務支援システムを稼働させるサーバの調達・設定、及びサーバに関わる日々の運用作業は、「学校教育情報通信ネットワーク構築及び運用業務」の範囲とする。

4 契約期間・想定スケジュール

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年12月31日までとする。

本システムの稼働開始日を令和5年1月1日とし、それまでに、システム設計・構築、初期データの登録、運用テスト及び各種研修を実施するものとする。(以下、「構築業務」という。)

なお、本システムの利用期間は令和5年1月1日から令和9年12月31日までとし、利用期間のシステム運用・保守業務、ヘルプデスク、各種研修等を実施するものとする。(以下、「運用・保守業務」という。)

期間	内容
契約締結日～ 令和4年12月31日	構築業務（構築フェーズ） ・システム設計・構築、初期データ登録、運用テスト、各種研修
令和5年1月1日～ 令和9年12月31日	運用・保守業務（運用・保守フェーズ） ・システムの運用・保守業務、ヘルプデスク、各種研修等

(2) 想定スケジュール

構築スケジュールは、以下に示すとおり。

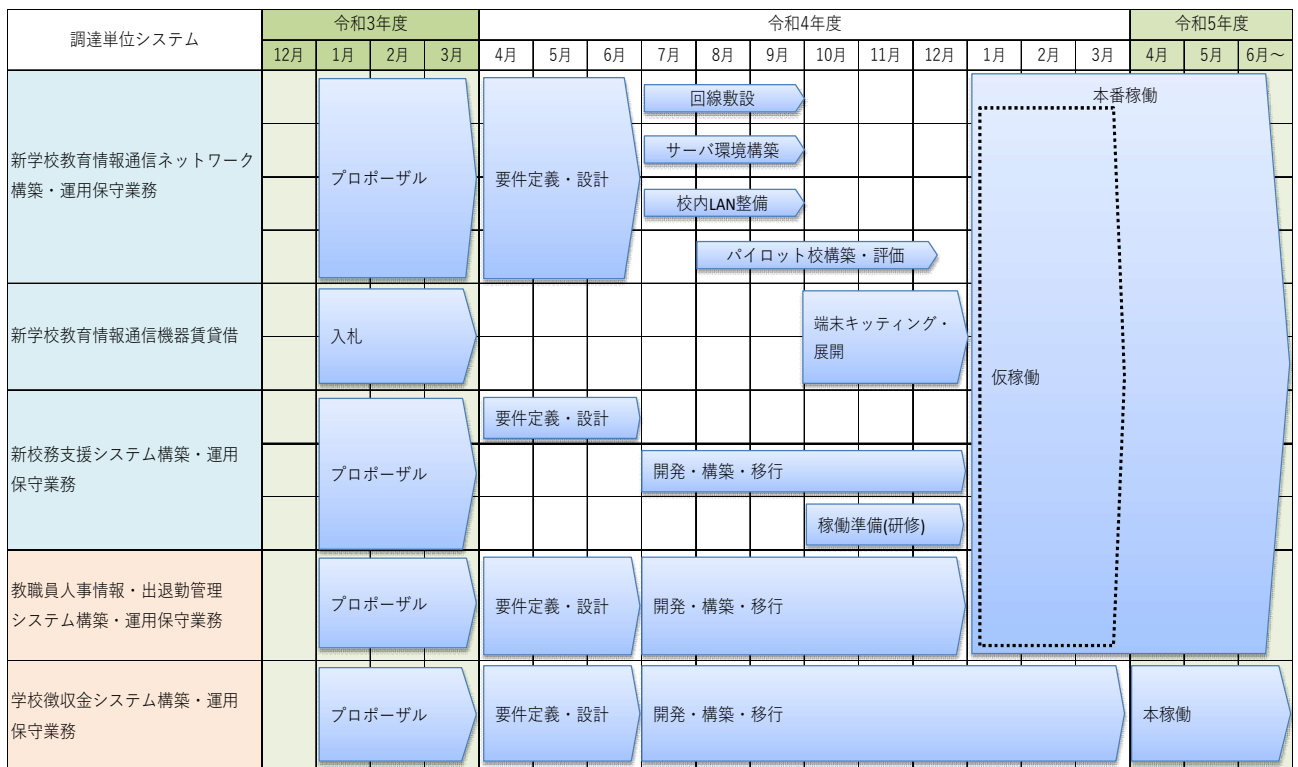


図 5 構築スケジュール

5 調達要件

(1) サイジング要件

本システムを利用する予定のユーザ数及び端末台数は以下のとおり。

① ユーザ数

分類	学校数	教職員数
幼稚園	15 園	32 人(ユーザ数)
小学校	36 校	1,278 人
中学校	18 校	584 人
その他(教育委員会事務局等)	7 拠点	126 人
合計	76 拠点	2,020 人

② 利用端末台数

端末利用環境			台数
学習系	教員端末※講師分を含む		1,386 台
	教員 iPad※講師分を含む		638 台
	研修用端末※中学校用		31 台
	研修用 iPad※小学校用		31 台
	管理用端末		54 台
校務系	教職員端末	小中学校教職員の仮想 PC	1,862 台
	事務職員等端末	事務職員等の仮想 PC	10 台
	研修用端末	研修用の仮想 PC	31 台
行政系	事務なび端末 ※仮想 PC に接続	小中学校事務職員の仮想 PC	54 台
		幼稚園教諭の仮想 PC	30 台
		教育委員会職員等の仮想 PC	126 台
仮想 PC の合計			2,113 台

※幼稚園、及び教育委員会の一部クライアントは、グループウェア機能のみの利用を予定。

(2) クラウド要件

SATSUKI ネットの再構築において、クラウドサービス(IaaS クラウド、SaaS クラウド)を利用する場合、以下の要件を満たしたクラウドサービスを利用するものとする。

- ・ 利用するクラウドサービスは、以下に示す認証制度のいずれかを取得していること。
 - ✓ ISO/IEC 27017 による認証取得
 - ✓ 米国 FedRAMP
 - ✓ AICPA SOC2(日本公認会計士協会 IT7 号)
 - ✓ AICPA SOC3(SysTrust/WebTrusts)(日本公認会計士協会 IT2 号)
 - ✓ JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク
 - ✓ ISO/IEC 27018 による認証取得(クラウドサービスにおける個人情報の取扱い)
 - ✓ 上記に示す規格と同等のもの
- ・ 上記に示す認証制度に基づき、文科省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 3 年 5 月版)」の「1.9.3 パブリッククラウド事業者のサービス提供に係るポリシー等に関する事項」の例文に示す内容を含む情報セキュリティポリシー及び保守運用管理規程等を規定していること。
- ・ 以下に示すパブリッククラウドサービスは、上記に示すクラウド要件を充足したサービスとして取り扱うものとする。
 - ✓ Microsoft Azure
 - ✓ Amazon Web Service(AWS)
 - ✓ Google Cloud Platforms(GCP)

6 構築業務要件

(1) プロジェクト管理要件

① 管理業務

- ・ 受託事業者は、必要な ICT スキルを有する構築者を配置し、遅滞なくシステム構築を推進できるよう、構築の進捗、課題の管理等の構築業務の状況を把握し、必要な教育を行うこと。

② 業務・作業計画策定業務

- ・ 構築期間の活動方針、スケジュール、体制等を含む構築業務計画書を作成し、提出すること。
- ・ 毎月 20 日までに、翌月分の構築業務の月間作業計画書を作成し、提出すること。

③ 会議・報告

- ・ 進捗報告
 - ・ 毎月 10 日までに前月分の実績として、構築業務における進捗や課題等の状況を整理し、課題分析・改善提案を含めた月次報告書を作成し、本市に月次報告会議で報告すること。
- ・ その他報告
 - ・ 本業務に関して、重要な障害発生時や調整事項・課題事項が生じた場合等、適宜、本市に報告書を提出し、報告すること。

(2) SATSUKI ネット構築業務

① 基本要件

現行のセンターサーバシステム(別紙 7「【既存】センターサーバシステム・機器一覧」を参照)は、SATSUKI ネットにおけるインターネット利用環境として、DNS、プロキシ、WWW、メール・スパムメール対策、有害情報フィルタ、ウイルスチェック等の各種機能を提供するソフトウェア及びサーバ機器から構成されている。それらの機能をクラウド形式にて再構築を実施する。

仮想 PC やセグメント間ファイル転送システム、運用管理ソフトの導入により、個人情報を取り扱う上でのセキュリティ強化を実現する。

ア. 委託内容の概要

委託内容の概要を以下に示す。

- ・ インターネット回線の調達
- ・ ネットワーク基盤の再構築
- ・ 仮想 PC の導入
- ・ セグメント間ファイル転送システムの導入
- ・ データ連携システムの導入
- ・ CMS の導入、データ移行
- ・ 保護者メールの導入
- ・ 学習系・校務系ファイルサーバの導入
- ・ テレワークシステムの導入
- ・ 出欠連絡システムの導入
- ・ 別途調達するシステム(校務支援システム、学校徴収金管理システム、教職員人事情報・勤怠管理システム)のシステムリソースの確保
- ・ システムの運用設計、運用方法・ルールの提案・策定支援
- ・ CMS、保護者メール、学習系・校務系ファイルサーバ、テレワークシステム、出欠連絡システムに関する研修、及び一般ユーザが利用する各機能の操作マニュアル作成
- ・ 運用業者が運用業務を行うための引継ぎ、及び運用マニュアルの作成

イ. SATSUKI ネットにおけるネットワーク利用パターン

SATSUKI ネットの再構築では、格納するシステムや情報に応じて適切に通信や分離を行うものとするが、利用される端末種別により想定される情報やシステム、リソースへのアクセスは以下のパターンを想定しており、本業務においては当該アクセス可能とすること。

A) 教職員パソコン(校務系)

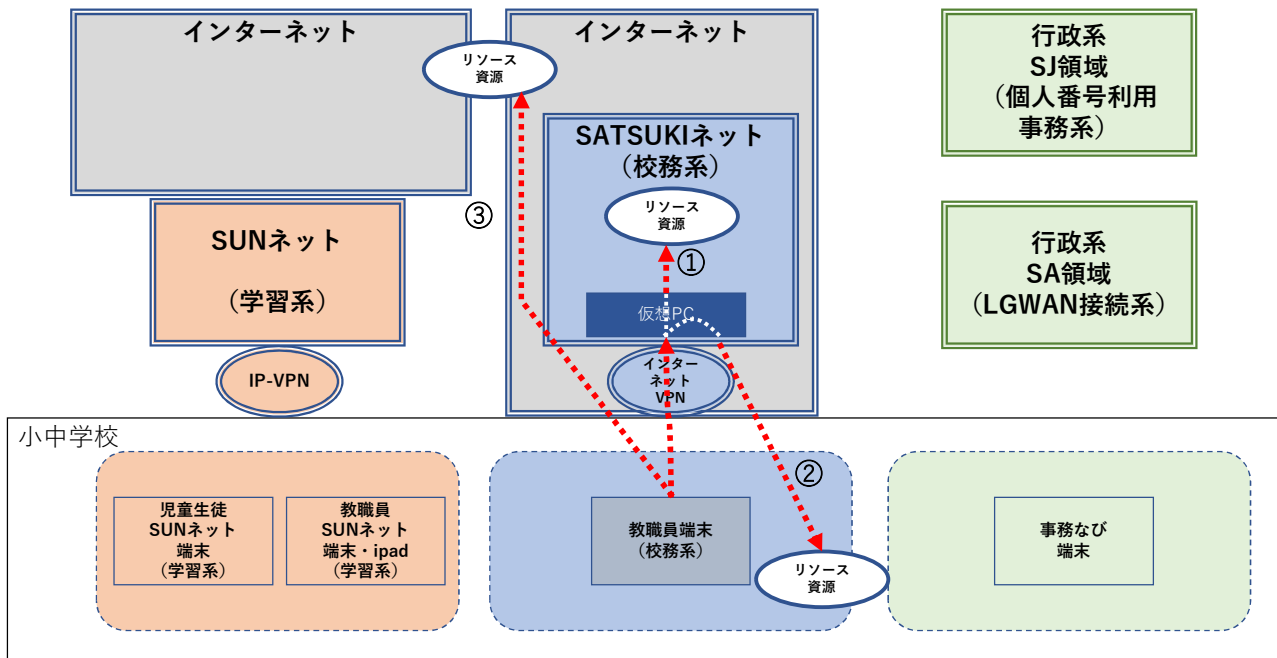


図 6 接続イメージ(教職員端末(校務系))

- ① : (仮想 PC 経由)SATSUKI ネット(校務系)上に配置されている情報やシステム
- ② : (仮想 PC 経由)端末が配置される小中学校に設置されているプリンタ等リソース※印刷時
- ③ : インターネット上で提供されている学習系システムやリソース(M365 など)

B) 児童生徒・教職員端末(学習系)※参考:SUN ネット

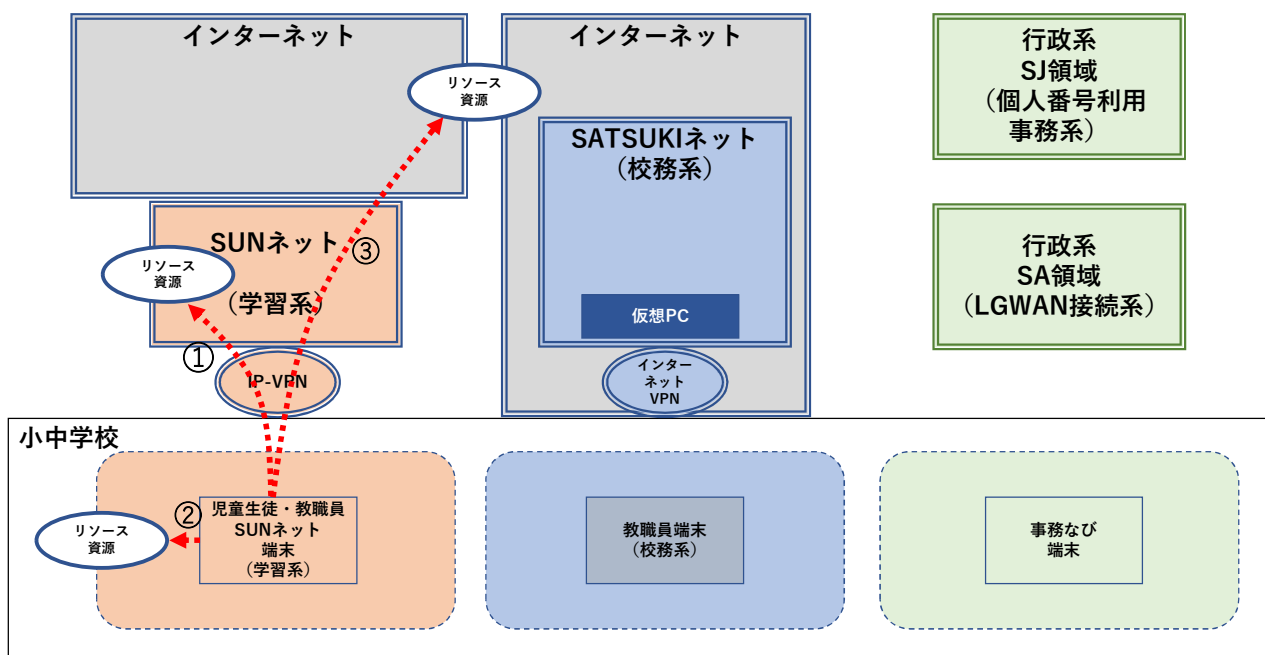


図 7 接続イメージ(児童生徒・教職員端末(学習系))

- ① :SUN ネット上(学習系)上に配置されている情報やシステム
- ② :端末が配置されている学校等に設置されているプリンタ等リソース
- ③ :インターネット上に提供されている学習系システム・コンテンツやリソース(M365 など)

C) 事務なび端末

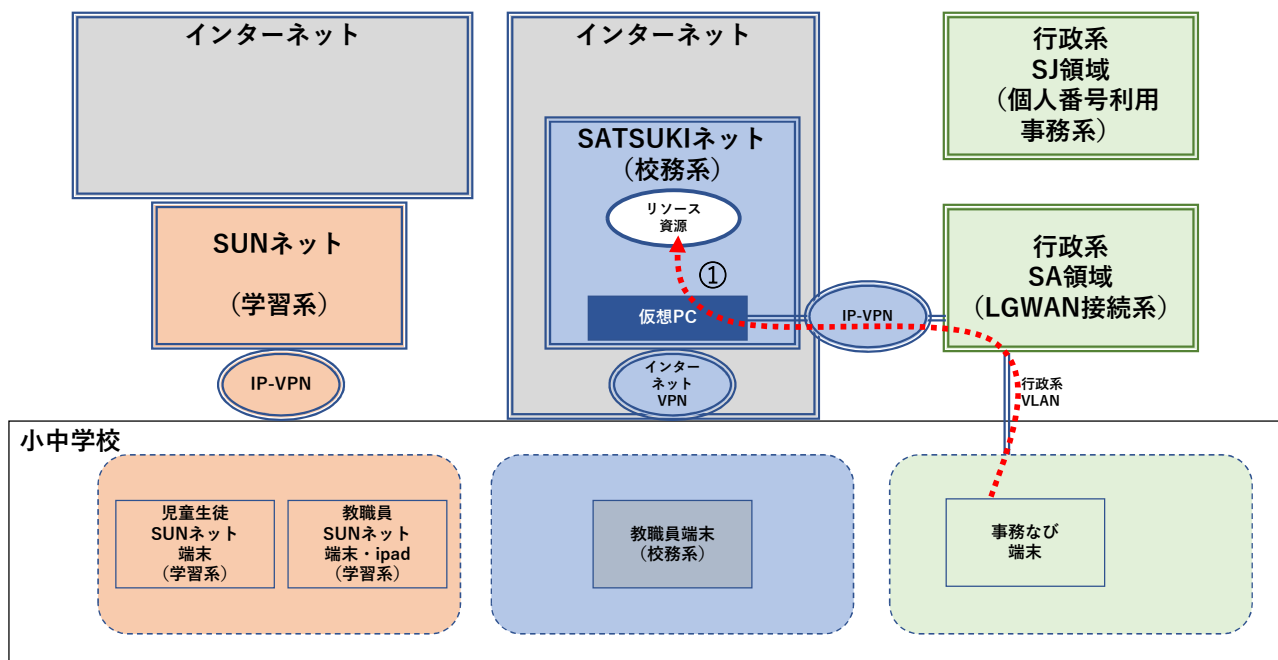


図 8 接続イメージ(事務なび端末)

- ① :行政系 VLAN 及び IP-VPN を経由し(仮想 PC 経由)SATSUKI ネット(校務系)上に配置されている情報やシステム

ウ. 文字要件

文字に関する要件は以下のとおりとする。

- ・ Satsuki ネットにおいて利用する文字フォントは「吹田市明朝」とする。
- ・ 吹田市の外字運用は、新たな外字が必要になった場合、一定のサイクルで市長部局の市民課が外字を登録し、その外字フォントファイルを、Satsuki ネットのサーバ及び端末に、運用管理ソフトを使って配信を行うことを前提とする。
- ・ 児童生徒名等に外字が含まれている場合、その文字を校務支援システムの画面、帳票 (Microsoft Office 等のファイル形式で帳票出力する場合を含む)に表示できること。
- ・ 新たな外字が必要になった場合、その文字も迅速に反映されること。(校務支援システムサーバへの追加、及び各校務用端末への配信が行えること。)
- ・ 保守期間中に「(仮称)Gov-Cloud」を利用した本市「住民記録システム」の標準システム化対応が行われた場合、文字整合性の維持を目的として新 Satsuki ネットにおいても「(仮称)Gov-Cloud」での使用が見込まれる文字フォント「IPAmj 明朝」を利用するものとし、必要な移行作業 (文字同定、データ移行、端末やシステムへの文字配信 等)を実施すること。

エ. 詳細要件

以降に示す各システム構築・導入に係る具体的な要件について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」を満たすものとし、当該要件を満たすシステムを構築すること。

② インターネット回線の調達

SATSUKI ネットの再構築において利用するインターネット回線は、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすネットワーク回線の調達を行うと共に、必要なネットワーク機器を調達し必要拠点に対して設定し導入を行うこと。

③ ネットワーク基盤機能要件

SATSUKI ネットにおけるネットワーク基盤の機能について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすネットワーク基盤を構築すること。

④ 仮想 PC 機能要件

個人情報を取り扱う校務支援システムや校務データを利用するためのセキュリティ強化策として、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たす仮想 PC の環境を構築すること。

⑤ セグメント間ファイル転送システム機能要件

SATSUKI ネットでは、児童生徒の個人情報も取り扱う校務系ネットワークと、インターネットを利用可能な学習系ネットワークの 2 種類を論理的に分離することとしている。また、校務系ネットワークと行政情報系ネットワーク(市長部局における内部情報系、LGWAN 接続系、SA 領域)についても分離したネットワーク環境としている。

これら異なるネットワーク環境の間でファイルの受け渡しを行うために、セキュリティが十分に担保された、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムを構築すること。

なお、セグメント間ファイル転送システムの配置イメージを以下に示す。

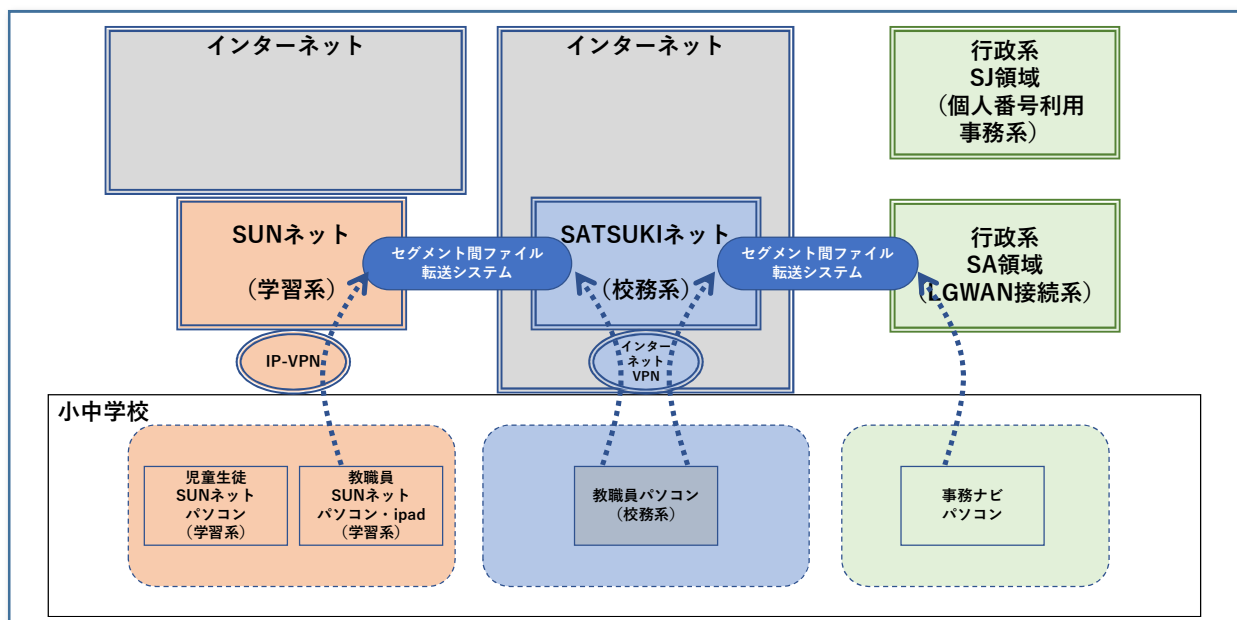


図 9 配置イメージ(セグメント間ファイル転送システム)

⑥ データ連携システム機能要件

SATSUKI ネットでは、校務系ネットワーク上に構築する校務支援システム、学校徴収金管理システム、教職員人事情報・出退勤管理システムの間で必要なデータ連携を実現する。

また、上記システムと児童生徒に関する情報や教職員に関する情報を SATSUKI ネット外部のシステムとの間で必要なデータ連携を実現する。

これら異なるデータ連携を実現するため、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムを構築すること。

なお、データ連携イメージを以下に示す。

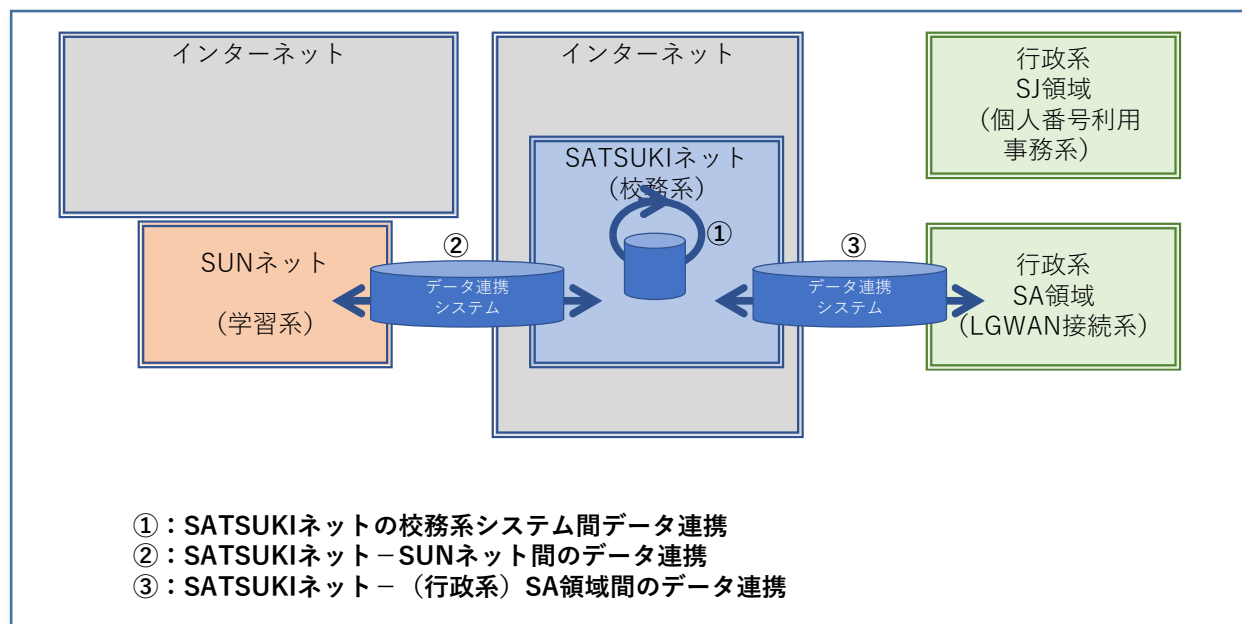


図 10 データ連携イメージ

⑦ CMS 機能要件

小中学校(幼稚園及び博物館を含む)、教育センターのホームページ及びブログの作成を教職員が容易に行うことができ、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムとすること。

⑧ 保護者メール機能要件

小中学校の児童生徒、保護者、教職員等関係者が登録する携帯電話・スマートフォンや端末等のメールアドレスにメールを一斉配信でき、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムとすること。

⑨ ファイルサーバ要件

校務系ネットワーク上で、教職員間で共有ができる、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすファイルサーバを構築すること。

⑩ 出欠連絡システム要件

保護者が iPhone、Android のアプリを使って学校に児童生徒の欠席や遅刻等の連絡を行える、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムを構築すること。

⑪ サーバリソースの確保

別途調達する校務支援システム、学校徴収金管理システム、及び教職員人事情報・出退勤管理システムを校務系ネットワークの仮想PCからアクセスができるよう、別紙 1「学校教育情報ネットワーク業務要件一覧」に示す要件に基づきサーバリソースを準備すること。

(3) 校内 LAN 環境構築業務

① 基本要件

小学校及び中学校の教室・職員室等の教育現場に、無線 LAN 環境と有線 LAN 環境を整備すること。

ア. 委託内容の概要

- ・ 校内ネットワークの詳細設計
- ・ 無線 LAN アクセス・ポイントの更新(機器調達、導入、設置)、保守
- ・ 指定する特定教室・居室への有線 LAN ケーブル敷設と情報コンセントの設置工事
- ・ WAN ルータおよびスイッチの更新(導入、設置)、保守

イ. 契約期間

契約期間は、下記の条件に従い、契約日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。

- ・ 機器導入・設置、接続工事、設定: 契約日から令和 4 年 12 月 31 日まで(なお、小中学校への機器導入・設置及び接続工事については、夏季休業日(令和 4 年 7 月 21 日～8 月 24 日)の期間に完了すること。)
- ・ 保守: 令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで
- ・ 機器賃貸借: 令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

なお、機器設置から利用開始日(令和 5 年 1 月 1 日)までの期間は、試行運用期間とする。

ウ. 業務実施場所

小学校及び中学校、教育センターが対象となる。詳細は、別紙 3「利用拠点情報一覧」を参照のこと。

エ. 作業期間及び時間

本市の指定した場所での作業期間は、夏季休業日の平日を原則とし、必要に応じて学期期間の土・日・祝日を含む学校の休日期間とするが、必ず事前に協議すること。

作業時間については、8 時 30 分～17 時までとし、申請に応じて延長も可とする。

オ. 夏季休業日における小中学校への機器導入・設置及び接続工事後の対応

夏季休業日(令和 4 年 7 月 21 日～8 月 24 日)における機器の設置から、運用開始(令和 5 年 1 月 1 日)までの間について、夏季休業日前と同様になるよう、次の対応を行うこと。

- ・ 市内小中学校の既存端末について、既存の校内ネットワークに接続できること。
- ・ 普通教室に設置している既存の情報コンセントを継続利用できること。

カ. 詳細要件

以降に示す各業務に係る詳細な要件について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す。それらを満たすシステムを構築すること。

② 校内ネットワーク設計要件

校内のネットワーク環境に、再構築される SATSUKI ネットに合わせて設計を行い、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすネットワーク・セグメントを構築すること。

③ 無線 LAN 環境整備要件

小中学校に導入する無線 LAN アクセス・ポイントについて、必要台数、機器の性能等については、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たしていること。

④ 有線 LAN 導入・設置要件

別紙 3「利用拠点情報一覧」に示す小中学校のうち、別紙 4「校舎図面(フロア図)」に示す教室や執務室等に対しては、有線 LAN と情報コンセントの導入・設置工事を行うこと。

⑤ WAN ルータ・スイッチ等更新

別紙 3「利用拠点情報一覧」、別紙 4「校舎図面(フロア図)」、別紙 5「校舎図面(LAN 配線図)」別紙 6「【既存】校内ネットワーク概要図」に掲載した小中学校に設置されている WAN ルータやスイッチや無線 AP について、更新を行うこと。

なお、小中学校における WAN ルータ・スイッチ等更新および接続変更イメージを以下に示す。

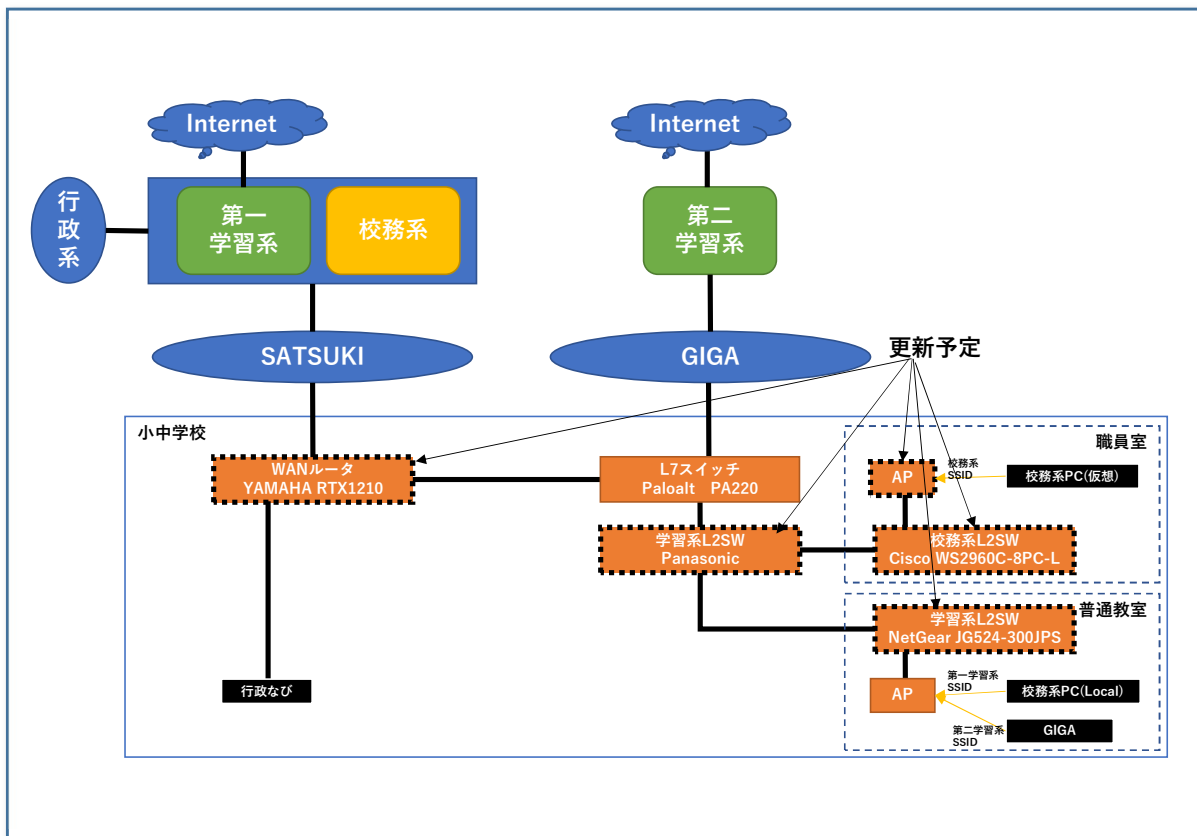


図 11 現行の校内ネットワーク構成イメージ

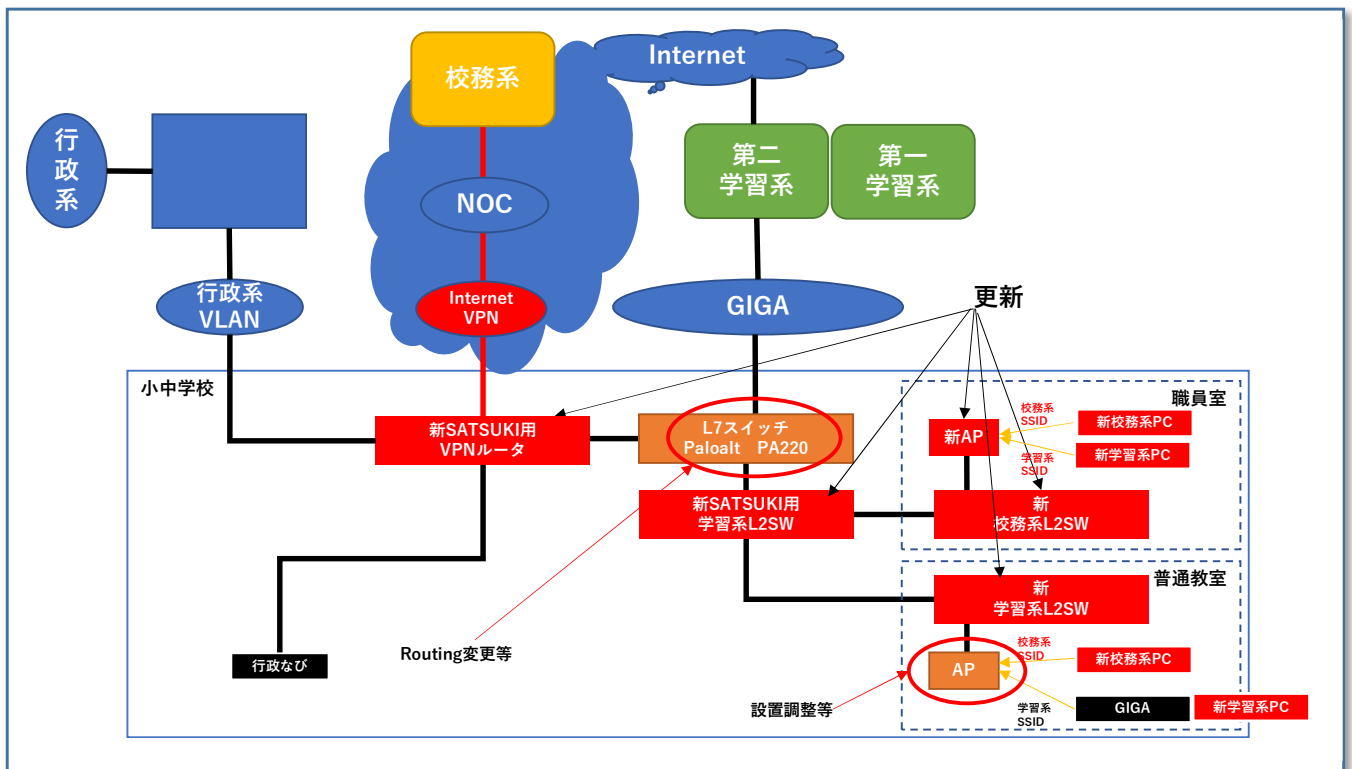


図 12 WAN ルータ・スイッチ等更新および接続変更イメージ

(4) 端末及び周辺機器導入設定業務

① 基本要件

「学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務」として別途調達する機器やソフトウェアについて、別紙 9「【新規】調達アプリケーションソフトウェア一覧」、別紙 10「【新規】機器別導入台数表」を参照し、小中学校などにおいて利用できるように、導入・設定及び搬入などの展開作業を行うことを目的とする。

ア. 委託内容の概要

- ・ 端末及び周辺機器のキッティング作業
- ・ 拠点への対象機器展開作業
- ・ 既存の機器撤去・廃棄作業

イ. 作業実施方針

端末及び周辺機器の導入設定作業は、各機器の種類や台数、導入経緯・現状、設置場所、設定作業量等の違いにより、一台ずつの個別設定や、マスタ機から設定情報を一括コピー等、様々な方法が考えられる。

本業務の要件を踏まえ、最も効果的でかつ確実な実施方法を提案すること。

ウ. 業務実施場所

本市が指定する場所。展開先は、別紙 3「利用拠点情報一覧」を参照のこと。

エ. 作業時間

本市の指定した場所での作業時間は、原則として平日の 8 時 30 分から 17 時までとする。申請に応じて延長も可とする。

ただし、展開については、必要に応じて学期期間の土・日・祝日を含む学校の休日期間も可とするが、必ず事前に協議すること。

オ. 詳細要件

以降に示す各業務に係る詳細な要件について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す。それらを満たすシステムを構築すること。

② 端末及び周辺機器の設定・インストール作業

端末及び周辺機器について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す機器を対象に、要件に従い、設定・インストール作業等を行うこと。

③ 拠点への対象機器展開要件

端末及び周辺機器について、各拠点への展開を行うこと。

なお、展開対象は、上述の設定・インストール機器を対象とする。

また、各機器について、検証用機器の先行納品を受ける時期や台数、設定作業を行うための一次納品場所等については、別途調達する「学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務」を受託した業者及び本市と調整すること。

展開先となる各小中学校などの所在地は、別紙 3「利用拠点情報一覧」を参照のこと。

④ 機器撤去・廃棄要件

学校教育情報通信ネットワークの再構築に応じて、不要になった、もしくは、利用ができなくなった端末等機器について、機器の撤去、廃棄を行うこと。

(5) データ移行要件

現行システムの各機能における原則全てのデータを移行すること。

なお、詳細要件について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすようデータ移行を行うこと。

(6) 非機能要件

本調達で構築する学校教育情報通信ネットワーク全般に求める非機能要件について、別紙 1「学校教育情報ネットワーク 業務要件一覧」に示す要件を満たすシステムを構築すること。

7 運用・保守業務要件

(1) プロジェクト管理要件

① 管理業務

- ・ 受託事業者は、必要な ICT スキルを有する運用者を配置し、安定的なシステム運用を維持できるように、運用者の障害対応や問い合わせ回答等の運用業務の状況を把握し、必要な教育を行うこと。

② 業務計画・作業計画

- ・ 年度当初に 1 年間の活動方針、年間スケジュール、体制等を含む年間業務計画書を作成し、提出すること。
- ・ 毎月 20 日までに、翌月分の運用業務の月間作業計画書を作成し、提出すること。

③ 会議・報告

- ・ 月次報告
 - ・ 毎月 10 日までに前月分の実績として、運用業務における障害や問い合わせの件数とその分類、システム稼働状況(サーバやネットワークの負荷等)、サービスレベルの実績状況等の実施結果を整理し、課題分析・改善提案を含めた月次報告書を作成し、本市に月次報告会議で報告すること。
- ・ 年次報告
 - ・ 毎月の月次報告書のまとめを行い、1 年ごとに年次報告書を作成し、本市に年次報告会議で報告すること。なお、半年ごとに同様の内容を中間報告書として提出し、報告すること。
 - ・ 業務完了時には、委託期間全体の報告内容をまとめた業務完了報告書を作成し、本市に業務完了報告会議で報告すること。
- ・ その他報告
 - ・ 本業務に関して、重要な障害発生時や調整事項・課題事項が生じた場合等、適宜、本市に報告書を提出し、報告すること。

④ 評価・改善活動

- ・ 年に 1 回程度の学校へのアンケート実施等、運用業務に対する評価方法を確立し、評価結果を本市へ報告すること。
- ・ 評価結果に基づき、課題解決策や改善策の提案を行い、本市と協議の上、実施すること。

(2) 運用業務要件

① 基本要件

SATSUKI ネット、端末及び周辺機器等の各種情報教育機器、およびその他校務系システム(校務支援システム、学校徴収金システム、教職員人事情報・出退勤管理システム)に関する運用管理業務を、ICT に係る専門的な知識と技術力を有した事業者へ委託することで、学校教育情報通信ネットワークを利用する各教職員に対し、安全で安定した運用サービスを提供することを目的とする。

ア. 委託内容の概要

本市の指定する作業場所に運用者が常駐(平均常駐人数は2~3人)し、以下の業務を行う。

- ・ 障害発生時の一次切り分け、軽微な復旧作業、各保守業者及び学校担当者との連絡調整
- ・ 本業務で構築した SATSUKI ネット、校内 LAN 環境、及び導入設定を行った端末及び周辺機器に関するを中心とした各小中学校からの ICT 全般の問い合わせ対応(ヘルプデスク受付)
- ・ 学校情報教育通信ネットワークにおけるクラウド、校内ネットワーク、コンピュータ等の稼働監視、性能監視、バックアップ、ウィルスパターンファイル配信等の定常的な作業
- ・ アカウント管理、資産管理、サービスレベル管理等の非定常的な作業
- ・ 運用業務に係るマニュアルの作成、維持・更新
- ・ 保守業者による保守作業の日程等の連絡調整、サーバ室での保守作業立会い
- ・ 運用業務の計画立案、実績管理、定期的な報告
- ・ 教育委員会からの運用業務に係る作業依頼への対応
- ・ クラス増減に伴う端末や無線 AP・プロジェクト機器の回収・再配布、アカウント処理などの年次更新処理

イ. 業務従事時間

- ・ 運用業務の対応時間は、夏季休業や年末年始休業を除く平日の9時00分から17時30分までとする。
- ・ 夜間・休日のシステムやサーバ等機器の障害発生時には、運用業者等関係者にメール通知されるため、エラー内容によって一次切り分けを行い、次の運用業務開始後、速やかに保守業者への連絡等の対応を行うこと。
- ・ 17時30分の時点において対応中の障害がある場合は、その対応の完了をもって同日の業務を終了すること。
- ・ 業務の中で性質上、平日の対応時間の間に行うことができない作業については、対応時間後、または休日に実施すること。なお、その際は事前に本市と日程を調整すること。
- ・ 年次更新や学校繁忙期の場合、本市と協議により休日対応を含めて実施すること。

ウ. 詳細要件

運用業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

② ヘルプデスク業務

教職員からの問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置し、学校教育情報通信ネットワークに係る質問や相談、依頼、障害連絡に対し、適切に対応を行うこと。

ヘルプデスク業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

③ 障害対応業務

学校教育情報通信ネットワークのいずれかに障害が発生した際に、その原因究明及び復旧作業(もしくは復旧作業サポート)を行い、その結果を記録すること。

障害が発生した場合には、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会の指示により障害の影響範囲下にある本市の小学校・中学校に対し、通知を行うこと。また、復旧作業が完了した際も同様に、教育委員会への報告及び小学校・中学校へ通知を行うこと。

障害対応業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

④ ネットワーク・システム運用管理業務

再構築した学校教育情報通信ネットワークを活用し、適切に、安全で安定した運用が行えるよう通信監視やログ管理などの管理・運用を行うこと。

ネットワーク・システム運用管理業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

⑤ 端末・仮想 PC 等のクライアント運用管理業務

ネットワーク基盤の運用管理ソフトを活用して、各端末及び仮想 PC のクライアントの運用管理を行うこと。

なお、端末・仮想 PC 等のクライアント運用管理業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

⑥ 文書管理業務

運用業務にて必要となるドキュメント等を電子データとして整備し、これらの内容について変更すべき事象が生じた場合には、直ちに改版し、常に最新の状態を保つこと。

なお、文書管理業務に係る詳細な要件について、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

⑦ SUN ネット保守運用業務との連携

本市では、SATSUKI ネットの利用拠点である小中学校等を対象として、児童生徒が利用する学習系ネットワークである「SUN ネット」が存在するが、「3(1) 調達スコープの全体像と調達単位」に示す通り SATSUKI ネットとは密接な存在であり、従って本業務と役割分担の明確化を行いつつネットワークの保守運用業務が行われる必要が有る。

なお、本業務における保守運用業務の実施において、SUN ネットの運用業務と業務共同化や連携を行うことにより更なる効率化が可能となる場合は、積極的に提案等を行うこと。

⑧ その他業務

上述の運用業務以外に、本市が求める運用業務を行うこと。

なお、その他要件として、本市が求める運用業務を別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示す。それらを満たす運用業務を行うこと。

(3) 保守業務

「6構築業務要件」に従い、再構築を行った SATSUKI ネットの保守業務を行うこと。

なお、保守業務の詳細要件については、別紙 2「学校教育情報ネットワーク 運用保守要件一覧」に示すので、当該保守要件を満たすこと。

8 業務実施基本要件

(1) 実施体制、受託事業者の基本要件

① 管理者の設置

受託事業者は、従事する要員への業務の割り当てや調整等、業務全体の進行管理や本市との連絡調整を行う管理者を設けること。

② 受託者に求める役割

受託事業者は、以下の業務を実施すること。

- ・ プロジェクト管理
- ・ 要件定義
- ・ システム設計・構築
- ・ データ移行
- ・ マニュアル作成・研修
- ・ 運用テスト
- ・ 保守

(2) プロジェクト管理方法

① 工程管理

プロジェクト開始時にプロジェクト計画書を作成し、体制やスケジュールの他、工程の定義(要件定義、外部設計・内部設計、開発・カスタマイズ、環境設計・構築、テスト、移行、研修等)、各工程の成果物、工程完了条件等を明確にすること。

② 進捗管理

プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく、進捗管理を実施すること。

一定期間(概ね1ヶ月に1回程度)で進捗報告書を作成のうえ、プロジェクトの責任者が教育委員会に対して進捗を報告すること。

進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

③ 品質管理

プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく、品質管理を実施すること。

設計書やテスト等の成果物について、品質を報告すること。各工程が完了した段階での工程完了判定報告書も作成すること。

品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

④ 課題・リスク管理

システム開発期において、発生している課題や、今後の問題となりそうなリスクを洗い出し、その対応策と共に報告すること。また、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。

課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、本市と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。

⑤ 変更管理

仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工

数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、本市と協議のうえ、対応方針を確定すること。

⑥ 会議体管理

システムや機器の導入・構築及び運用・保守を実施するにあたって、必要となる会議を開催すること。

(3) 業務実施場所

受託事業者は原則として受託事業者が用意する作業環境にて作業を行うものとする。なお、受託事業者が構築作業・運用作業を実施できるスペースが吹田市環境として必要となる場合、「プロジェクトルーム(1室)」を必要に応じて都度用意する。

(4) 要件定義

- ・ 受託者は、本仕様書に基づき本業務において開発するシステムの機能要件を分析・定義し、稼働環境の調査その他必要な調査・検討を行い、当該システムに係る仕様書(以下「システム仕様書」という。)を確定する業務(以下「システム仕様書確定業務」という。)を実施すること。
- ・ 受託者は、システム仕様書確定業務の実施に際し、本市に対して必要な協力を要請できるものとし、本市は受託者から協力を要請された場合には速やかにこれに応ずるものとする。

(5) システム設計・構築

- ・ 受託者は、本調達仕様書及び要件定義書に基づいて、本システムの設計を行うこと。
- ・ システムの開発に必要な環境は受託者にて用意すること。
- ・ 受託者は本システムの導入のために必要となる各種テスト及び構築作業を行うこと。
- ・ 各テストで使用するテストデータに関しては、受託者においてテストデータを準備すること。なお、総合テスト以降のテスト工程において、実データが必要な場合には、別途本市と協議すること。
- ・ 構築作業に伴う既存ネットワーク機器設定変更については、関係各所と十分な調整を行うこと。
- ・ 本システムの引き渡しにあたっては、新を構成するすべてのソフトウェア設定を完了し、本番稼働できる状態としておくこと。

(6) データ移行

① システム移行

システム移行については、以下に示す内容を踏まえ、実施すること。

ア. 移行データ

以降するデータは、吹田市の現行システムに蓄積されている原則全ての情報を対象とする。

なお、現行システムに蓄積されていない「過去データ(紙や外部媒体等で管理されているデータ)」は移行対象外データとする。

また、採用するシステムによって、必要な追加項目が不足し、登録が必要な場合は、登録を実施すること。

現行システムからのデータ抽出については、現行システム事業者が実施をする予定であり、移行データの提供方法は、CSV や固定長等のテキストデータでの提供を予定している。

イ. 外字の取り扱い

現行システム固有で管理されている外字について、新システムで使用する文字の同定を実施し、同定結果に基づき、文字コード変換表及び外字となる文字のフォントファイルを作成すること。

外字の同定にあたっては、本市の負担が発生しないように実施すること。なお、外字については、外字の登録、修正、削除及びコードやフォントの管理は、一元管理を実現すること。

ウ. 本番環境への移行・切替作業

本システムの本番稼働に際して、必要なシステム切替作業を実施すること。

既存システムからの新システムへ更改する場合は、データの表記方法(英数字の半角・全角等)が異なる可能性があるため、表記方法の差異を明らかにすること。また、表記方法について本市と合意の上、データを移行すること。

(7) 運用テスト

- ・ 運用テストは、実際の運用に合わせたシステム全体の機能及び性能の確認、本市による運用マニュアルの検証、運用担当者による運用訓練、エンドユーザによる総合的な機能検証を目的とする。
- ・ 運用テスト実施前に、具体的な内容について本市と協議すること。
- ・ 協議状況を踏まえた運用テスト計画書、運用テスト実施手順書、運用テストシナリオ等を作成し、本市に提出すること。
- ・ 運用テスト終了後には、運用テスト結果報告書を作成し、本市に提出すること。

(8) マニュアル作成・研修

- ・ システム利用者向けのシステム利用マニュアルの他、運用者向けマニュアル、管理者用マニュアルを作成し、提供すること。
- ・ 小中学校及び教育委員会の教職員に対し、システム利用マニュアルの説明、及び実機を用いた操作方法や運用方法に関する本稼働前研修を、各小中学校及び教育センターで実施すること。
- ・ その際、通常の業務運用のみでなく、システム障害が発生した場合の対応(問い合わせ方法)等も研修に含めること。合わせて、運用業者が運用業務を行うために、必要な引継ぎを行うこと。
- ・ 以下の表内に示す実施回数及び対象者等は、受託者が最低限実施する内容であるため、具体的な研修の内容、回数、期間、1回あたりの時間等については提案すること。

項目	研修回数・対象者等
本稼働前研修	回数:合計 150 回 対象者:全教職員(5(1)サイジング要件を参照) 実施期間:本稼働前まで 1回あたりの時間:約 2 時間程度 ※具体的な研修方法(対面研修、リモート研修、動画視聴研修など)については、本市と協議し決定するものとする。
稼働後研修	回数:年 10 回 対象者:新任教職員(年 100 人程度)、新任教頭・校長、他市からの転任教職員およびスキルアップを希望する教職員 実施期間:毎年度の年度当初 1回あたりの時間:約 2 時間程度 ※具体的な研修方法(対面研修、リモート研修、動画視聴研修など)については、本市と協議し決定するものとする。

- ・ 各研修で利用する研修テキスト等は、受託者が参加人数分作成し、提供すること。

9 納品物

(1) 納品物

① 構築工程における納品物

構築工程における納品物を、表 1 に示す。

表 1 構築工程における納品物

工程	納品物	記載内容
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	プロジェクトを遂行する上で作業概要、体制、スケジュール(WBS)、会議体、進捗管理方法、体制図等
	進捗報告書等	必要に応じて、進捗報告書や中間報告書等
	課題管理表	発生した課題内容と対処内容、対応期限、進捗ステータス
	工程完了報告書	工程における作業結果、品質に関する報告等
	議事録	プロジェクトにおける会議を開催した際の会議内容議事録(会議後 5 営業日までに提出)
要件定義	要件定義書	システム要件の整理結果
方式設計	システム方式設計書	システム方式、システム構成等
環境設計	システム環境設計書、パラメータ設計書、サーバ室構成図・配線図	基盤環境のパラメータ設定、ラック内の構成・配線、校内有線・無線 LAN 設計図、端末及び周辺機器の設定仕様等
環境構築	機器導入計画書、設定手順書	機器の搬入計画、作業手順、端末及び周辺機器の配置表等
環境テスト	テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果	テスト計画、テスト内容、テスト結果等
総合テスト	総合テスト計画、総合テスト結果報告書	総合テストの実施計画(手順、環境、スケジュール等)、総合テストの実施結果(テスト消化件数、不具合件数、不具合対応状況)
運用テスト	運用テスト計画	運用テストの実施支援
移行計画	移行計画書	移行に関する計画(スケジュール、対象データ、データ凍結日、リハーサル回数等)
移行	移行結果報告書	移行の結果報告(移行後の検証結果等)
研修	研修計画、システム利用マニュアル、運用者用マニュアル、管理者用マニュアル	研修会の開催予定、頻度、ネットワーク基盤システム等の利用及び運用に関するマニュアル等

② 保守工程における納品物

保守工程における納品物を、表 2 に示す。

表 2 保守工程における納品物

納品物	記載内容
障害対応報告書	発生した障害の内容及び影響範囲、障害への対応結果等
月次報告書	前月分の障害対応や問い合わせ対応の状況、定期点検の結果、

納品物	記載内容
	課題とその解決策等
年次報告書	月次報告書のまとめ、システムの改善提案等

③ 運用工程における納品物

運用工程における納品物を、表 3 に示す。

表 3 運用工程における納品物一覧

納品物	提出期限
年間業務計画書	翌年度分を毎年 3 月 20 日まで
月間作業計画書	翌月分を毎月 20 日まで
月次報告書	月次報告時
年次報告書、中間報告書	年次報告時、中間報告時
業務完了報告書	業務完了報告時
障害管理台帳	月次報告時
問い合わせ管理台帳、FAQ	月次報告時
各種マニュアル(トラブル対応、運用業務等)	年次報告時
引継ドキュメント	業務完了時
データ消去証明書及び作業報告書	機器交換時または業務完了時

(2) 納品形態及び部数

- 各委託範囲の仕様で示す各種書類を提出期限までに、成果品一覧を付して遅延なく提出すること。その他、本市と協議の上必要と判断された成果品については、別途提出すること。
- 納品形態は、紙媒体での納品(1部)に併せて、CD-R等に記録した電子媒体(正・副合わせて2部)とする。なお、納品時には最新のウィルスに対応したウィルス対策ソフトによりチェックを行うこと。
- 電子ファイルの形式は、原則、Microsoft Office ファイル形式とする。それ以外の形式を使用する場合は本市と協議のうえ、使用を決定するものとする。

(3) 納品場所

本市が指定する場所とする。

10 その他要件

(1) 契約満了時の要件

- 本契約が満了した場合、必要な機器についてデータ移行やバックアップを行った後、返却や廃棄する機器については確実に破壊廃棄やデータ消去を行い、廃棄証明やデータ消去証明書及び作業報告書を提出すること。
- 契約満了が到来する場合、本市の要求に基づき6年目以降の契約延長を可能とするとともに、同条件で契約延長を行う場合は、1～5年目の年間保守運用料と同額以下による契約締結が可能であること。ただし、情勢の変化や税額の変更等により同額以下による契約延長が困難な場合については、本市と協議の上で金額を定めることとする。

(2) ソフトウェア要件

- ソフトウェア全般に関して、導入後にサポート切れとならないよう、最新版を優先(ただし、実績・サポート期間・経費・保守体制などを総合的に考慮)する等、システム運用に支障のないものを使用すること。
- スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それを使用すること。

(3) 個人情報保護及び機密保持

- ・ 児童生徒、教職員等の関係者の個人情報を取り扱う場合には、「吹田市個人情報保護条例」、「吹田市情報セキュリティポリシー」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護の対策を講じること。
- ・ 業務上知り得た情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。契約満了後及び契約の解除においても同様とする。
- ・ 受託事業者は、必要に応じて関係者全員の作業別名簿並びに秘密保持に関する誓約書を本市に提出すること。
- ・ 受託事業者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する遵守事項を周知し、対策を徹底させること。

(4) 著作権等

- ・ 納品物に関する著作権等一切の権利は、従前から著作権を有している場合を除き、本市に帰属するものとする。
- ・ 納品物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託事業者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

(5) 留意事項

- ・ 受託事業者は、委託業務の範囲を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ本市の承諾を受けること。
- ・ また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者に業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、さらに他の事業者への委託は一切認めない。
- ・ 業務における何らかの事故が発生したときに受託事業者は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行った後に、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(6) その他

- ・ 障害原因の切り分け作業等に際し、特別な機器を持ち込む必要がある場合は、事前に本市の了解を得ること。なお、当該機器にかかる経費は、受託事業者の負担とする。
- ・ 本業務の勤務中は、写真付きの名札を着用すること。
- ・ 本市の施設に立ち入る場合には、事前に本市の承諾を得ること。
- ・ 本仕様にて定めのない事項については、受託事業者と別途協議の上決定する。

11 その他提案を求める要件

(1) ICT 支援に関する追加提案

本業務では、特に ICT 支援員に関する仕様を要件に含めていないが、新たなシステムを導入するにあたり、円滑に業務が遂行できるよう、集団研修に限らず学校現場も含めた支援体制等に関する追加提案を求める。なお、追加提案にあたり、以下に示す事項を含めて追加提案を求める。

- ・ 新 SATSUKI ネットの本稼働初年度から契約最終年までの支援体制に関する追加提案を行う場合、具体的な支援内容について含めて追加提案を行うこと。
- ・ 本市の SUN ネット端末等を使用した授業の推進について、支援内容に関する追加提案を行うこと。
- ・ チャットボットなど、教職員による問題解決等を支援する具体的なソフトウェア等の追加提案を行うこと。

(2) 新学校教育情報通信ネットワークの外部接続の安全性確保

本業務では、現行の学校教育情報通信ネットワークを新しい情報技術を採用した合理的で最適化されたネットワーク及びシステムとして再構築を行うものとしており、基盤となる外部ネットワークは昨今において最も高速であり広範囲かつ比較的安価なネットワークとしてインターネットを活用するものとしている。本市の校務系端末(校務外部接続系における利用)が行うインターネットへの接続(本仕様書「6(2)①イ.SATSUKI ネットにおけるネットワーク利用パターンの③」)を安全に行うための追加提案を求める。

- ・ インターネット接続において発生する校務系端末への脅威を一層防止するための仕組み
- ・ 本市内部の情報が不正に外部に漏洩することをより一層防止するための仕組み

(3) ICT 環境の整備に対する追加提案

本業務では、「3 (1)②新学校教育情報通信機器賃貸借に関する業務(本業務の対象外)」に示す ICT 機器の導入を予定しているが、校務の効率化、ICT 教育を具現化する上で有益な ICT 機器の追加提案を求める。

- ・ (例)職員室に設置し校務支援システムと接続して学校の状況を表示する大型液晶ディスプレイなど
- ・ (例)学校玄関等のに設置するデジタルサイネージなど
- ・ (例)入校者の認識できる、顔認証カメラシステムや自動体温測定器など

(4) 学校ホームページの拡充

本業務では、「6 (2)⑦CMS 機能要件」において小中学校(幼稚園及び博物館を含む)のホームページ及びブログ機能を実現し、現行コンテンツの移行を行うこととしているが、具体的なコンテンツ内容に関する追加提案を求める。

- ・ 感染症対策として保護者や児童・生徒が自宅等から手軽にアクセスできる動画や音声・音楽の掲載
- ・ 掲載した内容について学校関係者(保護者や児童・生徒)以外が閲覧できないセキュアな環境

以上